

# 社会福祉法人横浜市磯子区社会福祉協議会 いそごサロン事業助成金配分要綱

制定 平成29年1月20日

## (目的)

第1条 この要綱は、第3期磯子区地域福祉保健計画地区別計画の共通テーマである「身近な地域の支えあい」「地域ぐるみの健康づくり」を推進するために、社会福祉法人横浜市磯子区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、磯子区内の自治会町内会等で開催されるサロン事業を支援するための「いそごサロン事業助成金」（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定める。

## (助成金の構成)

第2条 本助成金は、次の拠出金をもって構成する。

- (1) 善意銀行配分金
- (2) 福祉事業基金
- (3) その他

## (配分対象)

第3条 配分対象団体は次のとおりとする。

- (1) 磯子区内の自治会町内会
- (2) その他、本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた配分先

## (助成対象経費)

第4条 本助成の対象経費は別途定める。

## (助成額)

第5条 前条で規定する経費については当該年度の予算の範囲内において限度額を定め、事業実績に基づく助成を行う。

## (関係様式)

第6条 本助成の手続きに関わる様式は次のとおりとし、内容については別途定める。

- (1) 申込書(様式1)
- (2) 請求書(様式2)
- (3) 報告書(様式3)

## (申し込み)

第7条 助成を受けようとする団体は、本会が指定する期日までに助成申込書により、会長あ

てに申し込みをするものとする。

(助成の審査および決定)

第8条 助成の審査および決定については、会長が行うものとする。

(通知)

第9条 会長は、助成の適否を決定したときは、決定通知書により申込者へ通知するものとする。

(支出)

第10条 前条により助成の決定を受けた者は、請求書を会長あてに提出するものとする。

2 会長は、請求書を受けたときは、すみやかに支出するものとする。

(精算報告)

第11条 助成決定を受けた団体は、当該事業年度終了後1か月以内に事業完了報告書により、会長あてに報告しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 助成を受けた団体は、事業の実施目的を達成できず、余剰金が生じた場合は、相当額を返還しなければならない。

2 虚偽の申し込みにより助成を受けた場合は、助成金を返還しなければならない。

3 当該事業助成について次の各号と重複した場合は、助成金を返還しなければならない。

(1) 横浜市の補助・助成または委託事業

(2) 本会の補助・助成または委託事業

(情報公開)

第13条 本助成金を申し込む団体および助成が決定した団体は、活動、執行状況等に疑義がある場合には、本会による実態調査に応じなければならない。

2 本助成金の交付を受けて事業を行う団体は、助成申込書及び事業完了報告書等関係書類を5年間保存するものとし、求めに応じて一般の閲覧に供しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。